

随意契約理由書

発注案件名	有楽町総合労働相談コーナー(東京交通会館)建物賃貸借契約	要求部署名	総務部企画室
発注(契約)内容	有楽町総合労働相談コーナー(東京交通会館)の建物賃貸借契約		
発注(契約)案件の要求理由	有楽町総合労働相談コーナーの事務所として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥6,086,640	契約年月日	平成21年4月1日
契約業者名及び住所	株式会社東京交通会館(千代田区有楽町2-10-1)		
随意契約の理由	有楽町総合労働相談コーナーの賃貸借契約にあたり、株式会社東京交通会館が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他特記事項			